

令和4年9月12日

告示

当財団は、一般財団法人日本ボクシングコミッション理事会の決定に基づき以下の制裁規定の改定及び新たに倫理委員会規程を定める。

一般財団法人日本ボクシングコミッション

記

制裁規程

第1条（総則）

- 1 JBC は、JBC 試合ルール第8条にもとづき、倫理規程および制裁規程を定める。
- 2 本規程は、すべてのライセンス所持者（JBC からライセンスの交付を受けた者。以下同じ）に適用される。

第2条（制裁処分）

ライセンス所持者が次の各号のいずれかに該当する行為（以下「規律違反行為」という。）をおこなった場合には、本規程に基づき制裁処分を科す。

- ①JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したとき。
- ②JBC の指示命令に従わなかったとき。
- ③ボクシング界の秩序、風紀を乱したとき。
- ④刑罰法規に抵触する行為をおこなったとき。
- ⑤方法の如何を問わず公式試合の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したと認められたとき。

第3条（制裁処分の種類）

制裁処分の種類は、次の通りとする。

- 1 ボクサーに対する制裁処分
 - ①嚴重注意
 - ②戒告
 - ③制裁金
 - ④没収
 - ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し
- 2 ボクサー以外のボクシング関係者に対する制裁処分
 - ①嚴重注意
 - ②戒告
 - ③制裁金
 - ④没収

- ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し
- 3 試合役員に対する制裁処分
- ①嚴重注意
 - ②戒告
 - ③謹慎
 - ④降格
 - ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し

第4条（制裁処分の決定）

理事長は、ライセンス所持者の規律違反行為に対して、第10条に定める制裁処分をすることができる。

第5条（制裁処分の決定手続）

- 1 理事長は、ライセンス所持者が規律違反行為をおこなったと思料する場合には、迅速にその事実関係を調査し、倫理委員会に規律違反行為の認定並びに規律違反行為を認定する場合の制裁処分の種類および内容を諮問しなければならない。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規律違反行為の認定または制裁処分の種類もしくは内容を倫理委員会に諮問する必要がないと認める場合には、倫理委員会の諮問を経ずに、制裁処分をすることができる（ただしこの場合は、可及的速やかに倫理委員会にその旨を報告しなければならない）。
 - ①嚴重注意又は戒告の処分をする場合
 - ②次に掲げる全ての要件を満たす場合
 - a JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したことが明らかと認められること
 - b JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に当該違反に対して課すべき制裁処分の種類および内容が定められていること

第6条（ライセンス無期限停止の解除）

- 1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から2年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。
 - ①当事者は、申請書類（解除の嘆願書、活動状況報告書）をJBCに提出する。
 - ②理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。
 - ③倫理委員会は、解除につき審議・答申をする。
 - ④理事長が審議の上、解除につき決定をする。
- 2 解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。
- 3 解除が留保された当事者は、再度、解除申請をおこなう事ができる。

第7条（再審議）

- 1 制裁処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り、JBCへ再審議を請求することができる。
- 2 前項の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

- 3 理事長は、第1項の請求にもとづいて倫理委員会に再諮問をし、再答申を要請する。
- 4 再審議の請求に対して出された理事長の決定は最終的なものとする。

第8条（総則）

- 1 JBC は、JBC 試合ルール第8条にもとづき、倫理規程および制裁規程を定める。
- 2 本規程は、すべてのライセンス所持者（JBC からライセンスの交付を受けた者。以下同じ）に適用される。

第9条（制裁処分）

ライセンス所持者が次の各号のいずれかに該当する行為（以下「規律違反行為」という。）をおこなった場合には、本規程に基づき制裁処分を科す。

- ①JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したとき。
- ②JBC の指示命令に従わなかったとき。
- ③ボクシング界の秩序、風紀を乱したとき。
- ④刑罰法規に抵触する行為をおこなったとき。
- ⑤方法の如何を問わず公式試合の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したと認められたとき。

第10条（制裁処分の種類）

制裁処分の種類は、次の通りとする。

- 1 ボクサーに対する制裁処分
 - ①嚴重注意
 - ②戒告
 - ③制裁金
 - ④没収
 - ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し
- 2 ボクサー以外のボクシング関係者に対する制裁処分
 - ①嚴重注意
 - ②戒告
 - ③制裁金
 - ④没収
 - ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し
- 3 試合役員に対する制裁処分
 - ①嚴重注意
 - ②戒告
 - ③謹慎
 - ④降格
 - ⑤ライセンスの停止
 - ⑥ライセンスの取り消し

第11条（制裁処分の決定）

理事長は、ライセンス所持者の規律違反行為に対して、第10条に定める制裁処分をすることができる。

第12条（制裁処分の決定手続）

- 1 理事長は、ライセンス所持者が規律違反行為をおこなったと思料する場合には、迅速にその事実関係を調査し、倫理委員会に規律違反行為の認定並びに規律違反行為を認定する場合の制裁処分の種類および内容を諮問しなければならない。
- 2 理事長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規律違反行為の認定または制裁処分の種類もしくは内容を倫理委員会に諮問する必要がないと認める場合には、倫理委員会の諮問を経ずに、制裁処分をすることができる（ただしこの場合は、可及的速やかに倫理委員会にその旨を報告しなければならない）。
 - ① 嚴重注意又は戒告の処分をする場合
 - ② 次に掲げる全ての要件を満たす場合
 - a JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したことが明らかと認められること
 - b JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に当該違反に対して課すべき制裁処分の種類および内容が定められていること

第13条（ライセンス無期限停止の解除）

- 1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から2年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。
 - ① 当事者は、申請書類（解除の嘆願書、活動状況報告書）をJBCに提出する。
 - ② 理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、倫理委員会にこれを諮問する。
 - ③ 倫理委員会は、解除につき審議・答申をする。
 - ④ 理事長が審議の上、解除につき決定をする。
- 2 解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。
- 3 解除が留保された当事者は、再度、解除申請をおこなう事ができる。

第14条（再審議）

- 1 制裁処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り、JBCへ再審議を請求することができる。
- 2 前項の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。
- 3 理事長は、第1項の請求にもとづいて倫理委員会に再諮問をし、再答申を要請する。
- 4 再審議の請求に対して出された理事長の決定は最終的なものとする。

（以上、制裁規定）

制裁規程新旧対照表

<p>第1条（総則）</p> <p>1 JBC は、JBC 試合ルール第8条にもとづき、倫理規程および制裁規程を定める。</p> <p>2 本規程は、すべてのライセンス所持者（JBC からライセンスの交付を受けた者。以下同じ）に適用される。</p>	<p>第1条（総則）</p> <p>（現行どおり）</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>第2条（制裁処分）</u></p> <p><u>ライセンス所持者が次の各号のいずれかに該当する行為（以下「規律違反行為」という。）をおこなった場合には、本規程に基づき制裁処分を科す。</u></p> <p><u>(1) JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) JBC の指示命令に従わなかったとき。</u></p> <p><u>(3) ボクシング界の秩序、風紀を乱したとき。</u></p> <p><u>(4) 刑罰法規に抵触する行為をおこなったとき。</u></p> <p><u>(5) 方法の如何を問わず公式試合の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したと認められたとき。</u></p>
<p><u>第2条（制裁処分の種類）</u></p> <p>制裁処分の種類は、次の通りとする。</p> <p>1 ボクサーに対する制裁処分</p> <p>① 嚴重注意</p> <p>② 戒告</p> <p>③ 制裁金</p> <p>④ 没収</p> <p>⑤ ライセンスの停止</p> <p>⑥ ライセンスの取り消し</p>	<p><u>第3条（制裁処分の種類）</u></p> <p>（現行どおり）</p>

<p>2 ボクサー以外のボクシング関係者に対する制裁処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厳重注意 ② 戒告 ③ 制裁金 ④ 没収 ⑤ ライセンスの停止 ⑥ ライセンスの取り消し <p>3 試合役員に対する制裁処分</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 厳重注意 ② 戒告 ③ 謹慎 ④ 降格 ⑤ ライセンスの停止 ⑥ ライセンスの取り消し 	
<p>(新設)</p>	<p><u>第4条 (制裁処分の決定)</u></p> <p><u>理事長は、ライセンス所持者の規律違反行為に対して、第3条に定める制裁処分をすることができる。</u></p>
<p><u>第3条 (倫理委員会の招集)</u></p> <p><u>ライセンス所持者が次の各号のいずれかに該当する行為をおこなった場合、理事長は迅速にその事実関係を調査し、制裁等に関する意見を附して倫理委員会に審議を要請する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ① <u>JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したとき。</u> ② <u>JBC の指示命令に従わなかったとき。</u> ③ <u>ボクシング界の秩序、風紀を乱したとき。</u> ④ <u>刑罰法規に抵触する行為をおこなったとき。</u> 	<p><u>第5条 (制裁処分の決定手続)</u></p> <p>1 <u>理事長は、ライセンス所持者が規律違反行為をおこなったと思料する場合には、迅速にその事実関係を調査し、倫理委員会に規律違反行為の認定並びに規律違反行為を認定する場合の制裁処分の種類および内容を諮問しなければならない。</u></p>

<p>⑤ <u>方法の如何を問わず公式試合の結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為に関与したと認められたとき。</u></p>	
<p><u>第4条（嚴重注意および戒告）</u></p> <p>JBC コミッショナーおよび理事長は、<u>必要に応じて、倫理委員会の審議および議決を経ずに、嚴重注意および戒告の処分</u>をすることができる（ただしこの場合は、可及的速やかに倫理委員会にその旨を報告しなければならない）。</p>	<p>2 <u>理事長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、規律違反行為の認定または制裁処分の種類もしくは内容を倫理委員会に諮問する必要がないと認める場合には、倫理委員会の諮問を経ずに、制裁処分</u>をすることができる（ただしこの場合は、可及的速やかに倫理委員会にその旨を報告しなければならない）。</p> <p>① <u>嚴重注意又は戒告の処分</u>をする場合</p> <p>② <u>次に掲げる全ての要件を満たす場合</u></p> <p>a <u>JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に違反したことが明らかと認められること</u></p> <p>b <u>JBC 試合ルールおよび同ルールにより制定された諸規則等に当該違反に対して課すべき制裁処分の種類および内容が定められていること</u></p>
<p><u>第5条（制裁処分の決定）</u></p> <p><u>倫理委員会は、理事長の要請にもとづき、事案を審議し、その議決により第2条に定める制裁処分</u>をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第6条（調査期日）</u></p> <p>1 <u>倫理委員会は、事案を審議するために必要があると認めるときは、調査期日</u>を定めることができる。</p> <p>2 <u>倫理委員会は、調査期日において処分対象者に対して意見を述べる機会を与えた後でなければ、次の各号の処分</u>を議決することはできない。</p> <p>① <u>制裁金</u></p> <p>② <u>没収</u></p> <p>③ <u>ライセンスの一定期間停止（サスペンド）</u></p> <p>④ <u>ライセンスの取り消し</u></p>	<p>(倫理委員会規程（新設）第8条に移設)</p>

<p>3 緊急に前項各号の処分をすべき特別の事情がある場合、前項の規定は適用しない。</p>	
<p><u>第7条（調査期日の通知）</u></p> <p>1 倫理委員会は、調査期日を定めたときは、その期日の14日前までに、処分対象者に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。</p> <p>① 調査期日の日時および場所。</p> <p>② 処分の原因となる事実。</p> <p>③ 調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができること。</p> <p>2 処分対象者が国外にいる場合等、処分対象者に対して前項の通知をすることが困難な事情がある場合、前項の規定は適用しない。</p> <p>3 倫理委員会は、前項の場合においては、処分対象者の代理人（クラブオーナー、マネージャー等を含む）に対して第1項の通知をしなければならない。</p>	<p>（倫理委員会規程（新設）第9条に移設）</p>
<p><u>第8条（処分対象者による意見陳述）</u></p> <p>処分対象者またはその代理人は、調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができる。</p>	<p>（倫理委員会規程（新設）第10条に移設）</p>
<p><u>第9条（処分対象者の不出頭の場合における調査の終結）</u></p> <p>倫理委員会は、処分対象者またはその代理人が正当な理由なく調査期日に出席せず、かつ、陳述書等を提出しない場合、その者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、調査を終結することができる。</p>	<p>（倫理委員会規程（新設）第11条に移設）</p>
<p><u>第10条（ライセンス無期限停止の解除）</u></p> <p>1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から2年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。</p> <p>① 当事者は、申請書類（解除の嘆願書、活動状況報告書）をJBCに提出する。</p>	<p><u>第6条（ライセンス無期限停止の解除）</u></p> <p>1 ライセンス無期限停止の処分を受けた当事者は、処分開始日から2年を経過した後、下記の手続きにより、解除の申請をおこなうことができる。</p> <p>① 当事者は、申請書類（解除の嘆願書、活動状況報告書）をJBCに提出する。</p>

<p>② 理事長は、上記申請につき調査・<u>審議</u>の上、倫理委員会に申請書類を回付する。</p> <p>③ 倫理委員会は、解除につき審議・決定をする。</p> <p>2 解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。</p> <p>3 解除が留保された当事者は、再度、解除申請をおこなう事ができる。</p>	<p>② 理事長は、上記申請につき調査の上、倫理委員会に申請書類を回付し、<u>倫理委員会にこれを諮問</u>する。</p> <p>③ 倫理委員会は、解除につき審議・<u>答申</u>をする。</p> <p>④ <u>理事長が審議の上、解除につき決定</u>をする。</p> <p>2 解除が認められた当事者は、処分解除日として定められた日から復権する。</p> <p>3 解除が留保された当事者は、再度、解除申請をおこなう事ができる。</p>
<p>第 <u>11</u> 条（再審議）</p> <p>1 制裁処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り、JBC へ再審議を請求することができる。</p> <p>2 前項の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から 14 日以内にしなければならない。</p> <p>3 理事長は、第 1 項の請求にもとづいて倫理委員会に<u>再審議</u>を要請する。</p> <p>4 <u>再審議の手続は第 6 条ないし第 10 条を準用</u>する。</p> <p><u>5</u> 再審議の請求に対して出された<u>倫理委員会</u>の決定は最終的なものとする。</p>	<p>第 <u>7</u> 条（再審議）</p> <p>1 制裁処分を受けた当事者は、十分な反証を有する場合に限り、JBC へ再審議を請求することができる。</p> <p>2 前項の再審議の請求は、処分の通知を受けた日から 14 日以内にしなければならない。</p> <p>3 理事長は、第 1 項の請求にもとづいて倫理委員会に<u>再諮問</u>をし、<u>再答申</u>を要請する。</p> <p><u>4</u> 再審議の請求に対して出された<u>理事長</u>の決定は最終的なものとする。</p>

倫理委員会規程

第1条（趣旨）

本規程は、定款第48条第4項に基づき、倫理委員会の組織、権限および運営等に関する事項について定める。

第2条（倫理委員会の組織および委員）

- 1 倫理委員会は、委員長および4名以内の委員をもって組織する。
- 2 委員長は、倫理委員会を代表し、議事その他の会務を主宰するものとし、法律家（弁護士、検察官、裁判官、法律学の教授・准教授またはそれに準ずる者）でなければならない。
- 3 委員長および委員は、ボクシングに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者とする。
- 4 委員長および委員は、JBCの役職員または日本プロボクシング協会の加盟ジムの役職員を兼ねることができない。
- 5 委員長および委員は、理事長が、理事会の同意を得て任命する。
- 6 委員長および委員は、非常勤とする。

第3条（委員の任期）

- 1 委員の任期は、理事長が任命の際に定めた2年以内の期間とし、再任することができる。
- 2 委員に欠員が生じた場合に、補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4条（会議および議決）

- 1 倫理委員会の会議は、委員長が招集する。
- 2 倫理委員会は、委員長および1名以上の委員の出席がなければ、会議を開きまたは議決をすることができない。当該会議は電話、インターネット等の通信回線を使用して開催することを妨げない。
- 3 倫理委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故があるときは、委員のうちから予め互選された者が、その職務を代行する。

第5条（審理の非公開）

倫理委員会の審理は、非公開とする。ただし、倫理委員会は、審理の公正が害されるおそれがなく、かつ、相当の理由があると認めるときは、関係者の傍聴を許すことができる。

第6条（言語）

- 1 倫理委員会の手続および書面における言語は、日本語を使用するものとする。
- 2 当事者等が外国語を使用する場合、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については、日本語の訳文を添付しなければならない。

第7条（諮問手続）

- 1 倫理委員会は、制裁規程第5条第1項により諮問を受けたときは、すみやかに審議を行い、答申をする。
- 2 前項の審議は、第4条の定めにかかわらず、委員長および全ての委員による書面、電磁的方法その他会議以外の方法により行うことができるものとする。また、緊急を要する場合その他特別な事情が存する場合、委員長の決定により、審議を省略し、委員長が単独で答申を行うことができるものとする。

第8条（調査期日）

- 1 倫理委員会は、事案を審議するために必要があると認めるときは、調査期日を定めることができる。
- 2 倫理委員会は、調査期日において処分対象者に対して意見を述べる機会を与えた後でなければ、次の各号の処分を答申することはできない。
 - (1) 制裁金
 - (2) 没収
 - (3) ライセンスの一定期間停止（サスペンド）
 - (4) ライセンスの取り消し
- 3 緊急に前項各号の処分をすべき特別な事情がある場合、前項の規定は適用しない。

第9条（調査期日の通知）

- 1 倫理委員会は、調査期日を定めたときは、その期日の14日前までに、処分対象者に対し、次の各号に掲げる事項を通知しなければならない。
 - (1) 調査期日の日時および場所。
 - (2) 処分の原因となる事実。
 - (3) 調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができること。
- 2 処分対象者が国外にいる場合等、処分対象者に対して前項の通知をすることが困難な事情がある場合、前項の規定は適用しない。
- 3 倫理委員会は、前項の場合においては、処分対象者の代理人（クラブオーナー、マネージャー等を含む）に対して第1項の通知をしなければならない。

第10条（処分対象者による意見陳述）

処分対象者またはその代理人は、調査期日に出席して意見を述べ、または、出席に代えて陳述書等を提出することができる。

第11条（処分対象者の不出頭の場合における調査の終結）

倫理委員会は、処分対象者またはその代理人が正当な理由なく調査期日に出席せず、かつ、陳述書等を提出しない場合、その者に対し改めて意見を述べる機会を与えることなく、調査を終結することができる。

第12条（再諮問手続）

制裁規程第7条第3項に基づき再諮問を受けた場合の手続については、第7条から第10条までの規定を準用する。

（以上、倫理委員会規定）

制裁規程の改正・倫理委員会規程の概要

- ① スポーツ庁「スポーツ団体ガバナンスコード」の趣旨を反映
- ② 所定の重大な制裁処分は、倫理委員会の諮問・答申を経て、理事長が制裁処分を決定する手続に改正
- ③ 制裁規程と別に倫理委員会規程を新設
- ④ 倫理委員会は、JBC・JPBA以外の外部の弁護士などで構成 (新設)
- ⑤ 旧制裁規程の倫理委員会の手続に関する規定を倫理委員会規程に移設
- ⑥ その他倫理委員会の組織・手続に関する規定を新設

改正後の制裁処分手続のフロー

- ① 規律違反行為があった場合は、事務局で調査
- ② あらかじめ制裁内容が決まっている場合 (計量オーバーなど) または戒告・厳重注意は、事務局の調査に基づき、理事長が決定
- ③ ②以外の場合は、理事長が倫理委員会に諮問し、倫理委員会の答申を経て、理事長が制裁処分を決定
- ④ 理事長が倫理委員会の答申を経て所定の重大な制裁処分をする場合は、理事会の承認決議を経る

